令和２年 11 月 16 日

マルポール条約附属書Ⅱ及び IBC コードの改正に伴う告示の改正に対する御意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

環境省水・大気環境局
水環境課海洋環境室

マルポール条約附属書Ⅱ及び IBC コードの改正に伴い、以下の告示を改正する案について、令和２年８月 28 日（金）から令和２年９月 27(日)まで御意見を募集いたしました。

（１） 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成 18 年 12 月環境省告示第 148 号）
（２）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数（平成 18 年 12 月環境省告示第 147 号）

募集期間中、特段の御意見はありませんでした。（ただし、本意見募集には関係のない計２件の御意見を頂戴しています。）
御協力いただきありがとうございました。

なお（２）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数については、御意見の募集後に２物質の追加が必要となったため、令和２年 10 月 29 日（木）から同年 12 月４日(金)まで、２物質とその係数について、追加の御意見を募集しているところです。

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室
TEL　03-3581-3351（内　6633）
FAX　03-3501-2707
Email KAIYOU02@env.go.jp